

給食業務仕様書

1 業務名

学校法人長岡学園 幼保連携型認定こども園 きよた幼稚園 給食調理業務

2 委託期間

令和7年7月1日～令和8年3月31日 ※ 実績に応じて更新

3 業務場所

札幌市清田区清田1条2丁目3-43 「幼保連携型認定こども園 きよた幼稚園」

4 給食への理解

受託者は、本仕様書に基づく業務を執行するにあたっては、委託者の意向を十分反映するとともに、食育の一環として実施している園菜園で収穫した野菜の提供や、季節感や日本の文化を伝承するための特別メニュー等、給食の重要性や意義を十分理解の上、教育的な配慮をし、安全安心な食事提供に努めること。

5 基本事項

(1) 給食の定義

「給食」とは、当該施設で提供される食事（幼児食、調乳、離乳食（午前・午後）、おやつ（午前・午後、夕方）行事食（クッキング等を含む））をいう。

(2) 給食実施日

各給食提供日・提供数は、事前に委託者から受託者へ指示するものとする。行事等による日々の給食提供数の増減にも対応すること。なお、実際の給食実施日が、当該施設の行事等の都合により予定日から変更となる場合は速やかに委託者から受託者へ連絡するものとする。

園児の給食提供数

保育の認定		1号	2号	3号	合計	
提供する曜日		月～金	月～土	月～土		
定員		150名	30名	19名(0才3名・1才6名・2才10名)	199名	
提供日数(概算)		年間206日	年間294日	年間294日		
献立種類	年齢	1号	2号	3号	喫食時間	
平日	幼児食	2～5歳	●	●	11:30	
	離乳食(調乳)	0～1歳児			●	11:00
おやつ	午前おやつ	0～2歳児			●	9:00
	午後おやつ	0～5歳	○ ※預かり利用のみ	●	●	15:00
	夕方おやつ	0～5歳	○ ※預かり利用のみ	●	●	17:00
提供する方法		・配膳カートへ食缶や皿を載せて運搬(可能なものは盛付けまで) ※カラトリー・ランチマット・コップ 園児持参		・一人ずつ盛り付けて提供 ・食器・フォークスプーン・コップ 配膳トレー・哺乳びん ※2歳児クラスのみコップ持参		

※上記の数は令和7年3月に算出した推計値であり、令和7年度の給食提供数、喫食時間は異なる。

(4) 献立の種類

札幌市の基準献立をもとに、園雇用の栄養士が作成した献立表で給食を提供する。

①離乳食②幼児食③食物アレルギー対応食の提供を行う。また、一人一人の発育・発達に応じた成長を促す内容とし、望ましい食習慣や味覚形成を考慮し、安全・安心な食事であること。

(5) 食種

幼児食、調乳、離乳食（午前・午後）、おやつ（午前・午後・夕方）、食物アレルギー・疾病・宗教対応食等。

(6) マニュアル等の遵守

本仕様書に定めるほか、園のマニュアルに基づき本業務を遂行すること。

6 業務従事者について

(1) 現場作業責任者

ア 受託者は、現場作業責任者として、管理栄養士又は栄養士、調理師等の資格を所持し、かつ以下に掲げる要件に該当する常勤職員を必ず1名以上配置すること（調理業務経験が令和6年度末で2年以上となる見込みである者）。ただし、この条件を満たせない場合は、別途協議とし、給食調理業務に支障をきたさないこと。

イ 現場作業責任者は、委託者との連絡調整並びに調理業務従事者への指揮監督、調理指導及び衛生指導等を適正に行うこと。

(2) 給食調理業務従事者の配置について

給食調理業務従事者（現場作業責任者及び副現場作業責任者を含む。）は、配置基準に基づいた人数を目安に配置すること。なお、配置基準の2分の1以上の者（現場作業責任者を含む。）は、調理業務に1年以上従事した経験を有する職員（令和6年度末で1年以上となる見込みである者を含む。）を配置すること。ただし、この条件を満たせない場合は、別途協議とし、給食調理業務に支障をきたさないこと。

7 業務従事者の届出について

(1) 本業務の契約終了後、令和7年6月30日（月）までに、委託者へ下記のとおり全業務従事者に関する届出を行い、本仕様書を満たすことについて施設責任者の確認を受けること。

ア 「業務従事者届」

イ 現場作業責任者については、管理栄養士又は栄養士、調理師等の免許（写）

ウ 6-（1）後段に記載する常勤職員（現場作業責任者）に係る「履歴書」

エ 業務履行開始前1年以内に実施した全業務従事者の健康診断結果（写）

オ 上記の他、委託者から指示があった場合は調理業務従事者の給食調理業務経験を証明するもの

(2) 受託者は、(1)に記載する届出について委託者の確認を受けた後、業務履行開始までに委託者へ下記のとおり全業務従事者に関する届出を行うこと。

ア 「業務従事者届」

イ 業務履行開始前1か月以内に実施した検便結果（写）

(3) 業務履行期間中に、業務従事者に変更が生じる場合は、速やかに委託者へ届出を行うこと。

(4) 上記のほか、短期的に、休暇等による代替者や業務指導のための職員等が業務に従事する場合は、下記のとおり委託者へ届出を行うこと。

ア 「臨時従事者届」

イ 従事開始前1か月以内に実施した検便結果（写）

8 委託業務

《給食調理業務等》

- (1) 食材の受領、検収及び保管
- (2) 保存食の採取
- (3) 下処理、解凍、裁断、攪拌、加熱調理及び非加熱調理作業
- (4) 幼児食、調乳、離乳食（午前・午後）、おやつ（午前・午後・夕方）、
食物アレルギー・疾病・宗教対応食等の調理作業
- (5) 調理品の仕上がり確認
- (6) 盛り付け、配食作業
- (7) 残菜及び廃棄物処理
- (8) 洗浄、消毒、保管及び清掃
- (9) その他、上記に附帯する業務（食育への取組に係る調理作業等の協力、行事食やクッキング等）

9 献立について

献立は、「札幌市保育所給食基準献立」又は、委託者の管理栄養士（又は栄養士）（以下「栄養士職員」という。）が、（厚生労働省通知）「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について（令和2年3月31日子母発 0331 第1号）」に基づき予定献立を作成し、事前に受託者へ提示するものとする。なお、通常の献立のほか、行事食や食育の一環としてクッキング等を実施するものとする。

10 その他

プロポーザル参加の条件として、(1)～(4)を全て満たしていること。

- (1) 委託者が提出を求める書類を2025年4月4日（金）までに全て提出できること。
 - ・様式1～5
 - ・見積書（仕様書8に記載の内容を盛り込むこと）
 - ・企業パンフレット
- (2) 企業として幼保連携型認定こども園や保育所、幼稚園において厨房調理業務の受託実績があり、受託企業側の都合で契約期間内の途中解約をしていないこと。
- (3) 給食調理業務を受託するにあたり、製造物責任法の規定による損害賠償責任を履行するため生産物賠償責任保険へ加入していること。
- (4) 調理委託業務の継続が困難な場合に代理で給食受託業務を行えるよう、代行保障制度への加入している又はそれに準ずる体制が保証できること。

2025年3月28日

清田幼稚園 理事長 長岡 源一郎